

平成 21 年度決算に基づく本町の健全化判断比率及び資金収支比率

指 標 名	健全化判断 比率等	総務省が定める基準		備 考
		早期健全化 基準	財政再生 基準	
実質赤字比率	- ( - )	15.0%	20.0%	「普通会計決算実質収支額」は実質黒字のため、当該比率はなし(「-」表示)
連結実質赤字比率	- ( - )	20.0%	40.0%	「企業会計以外の全会計決算実質収支額」及び「企業会計資金不足・剰余額」の合計額は実質黒字のため、当該比率はなし(「-」表示)
実質公債費比率	17.1 (14.3%)	25.0%	35.0%	
将来負担比率	271.8 (279.4%)	350.0%	-	
資金不足 比率	水道事業 -	20.0% (経営健全化基準)	-	「資金不足・剰余額」は実質黒字のため、当該比率はなし(「-」表示)
	下水道事業 -			

( )は前年度比率等

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、公表が義務付けられた平成 19 年度から、黒字のため比率はできません。これは、財政健全化計画の計画以上の成果ができたことなどで当該比率は黒字になっています。しかし、経済不況や株価暴落による影響で、町税や各種交付金、また地方交付税も平成 16 年度より減収傾向であり、厳しい状況が続く見込みです。
- ・実質公債費比率については、昨年度より 2.8%増加しました。これは、町税などの減収で当該比率を算出するための分母である標準財政規模が小さくなったことや、過去に借りた起債の元金償還が始まったことなどが原因です。しかし、本町は返済金が普通交付税に算入されるなどの有利な町債を借入れしているため、今後も総務省が定める基準にはならない見込みです。
- ・将来負担比率については、昨年度より 7.6%減少しました。今後も町債などの負債は減少する傾向ですので当該比率も減少すると見込んでいます。しかし、県内ではまだ高い数値となっていますので、更なる比率の減少に取り組んでまいります。
- ・平成21年度水道事業会計決算は赤字決算となっていますが、資金不足額の算出に当たっては、流動資産等が加算されるため、資金不足額はありません。